

生企甲達第15号
刑捜一甲達第4号
平成28年5月10日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

自殺対策基本法の一部を改正する法律の運用について

自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成28年法律第11号。以下「法」という。）が平成28年3月30日に公布され、同年4月1日から施行された。

改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、適切な対応に努められたい。

記

1 改正の趣旨

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）は、平成18年の施行以来、自殺対策の推進に大きな役割を果たしてきたところであるが、自殺対策の更なる推進を図るため、今回の改正では、目的規定の改正、基本理念の追加、自殺予防週間、自殺対策強化月間や都道府県自殺対策計画等に関する規定の追加等を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 目的規定の改正（法第1条関係）

目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」が追加された。

(2) 基本理念の追加（法第2条第1項、第5項関係）

基本理念として、以下2項目が追加された。

ア 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならないこと。

イ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないこと。

(3) 自殺予防週間、自殺対策強化月間（法第7条関係）

自殺予防週間（9月10日～9月16日）を設け、啓発活動を広く展開すること及び自殺対策強化月間（3月）を設け、自殺対策を集中的に展開することが明記された。

(4) 関係者の連携協力（法第8条関係）

国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を

図りながら協力するものとされた。

(5) 都道府県自殺対策計画等（法第13条関係）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画、市町村自殺対策計画を定めるものとされた。

3 運用上の留意事項

- (1) 自殺者の名誉や自殺者遺族の心情等に配慮した対応の徹底
- (2) 自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動の適切な措置
- (3) インターネット上の自殺予告事案への適切な措置
- (4) 自殺に関する相談を受けた場合の適切な措置
- (5) 自殺企図者を保護した場合の適切な措置

4 参考事項

これまで、自殺対策については、内閣府が所管していたところ、本年4月1日から、厚生労働省の所管になった。